

久留米市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会

令和 6 年 10 月 23 日

【 目 次 】

	頁
民生委員審査専門分科会委員名簿	1
民生委員・児童委員委嘱までの流れ.....	2
民生委員法.....	3
民生委員法施行令.....	7
児童福祉法（抜粋）	8
久留米市民生委員児童委員審査基準.....	9
久留米市主任児童委員審査基準.....	10
民生委員児童委員の定数基準.....	11
久留米市社会福祉審議会条例.....	13
久留米市社会福祉審議会運営要綱.....	16
民生委員・児童委員推薦状況.....	18
地区別男女別推薦状況.....	19

民生委員審査専門分科会 委員名簿

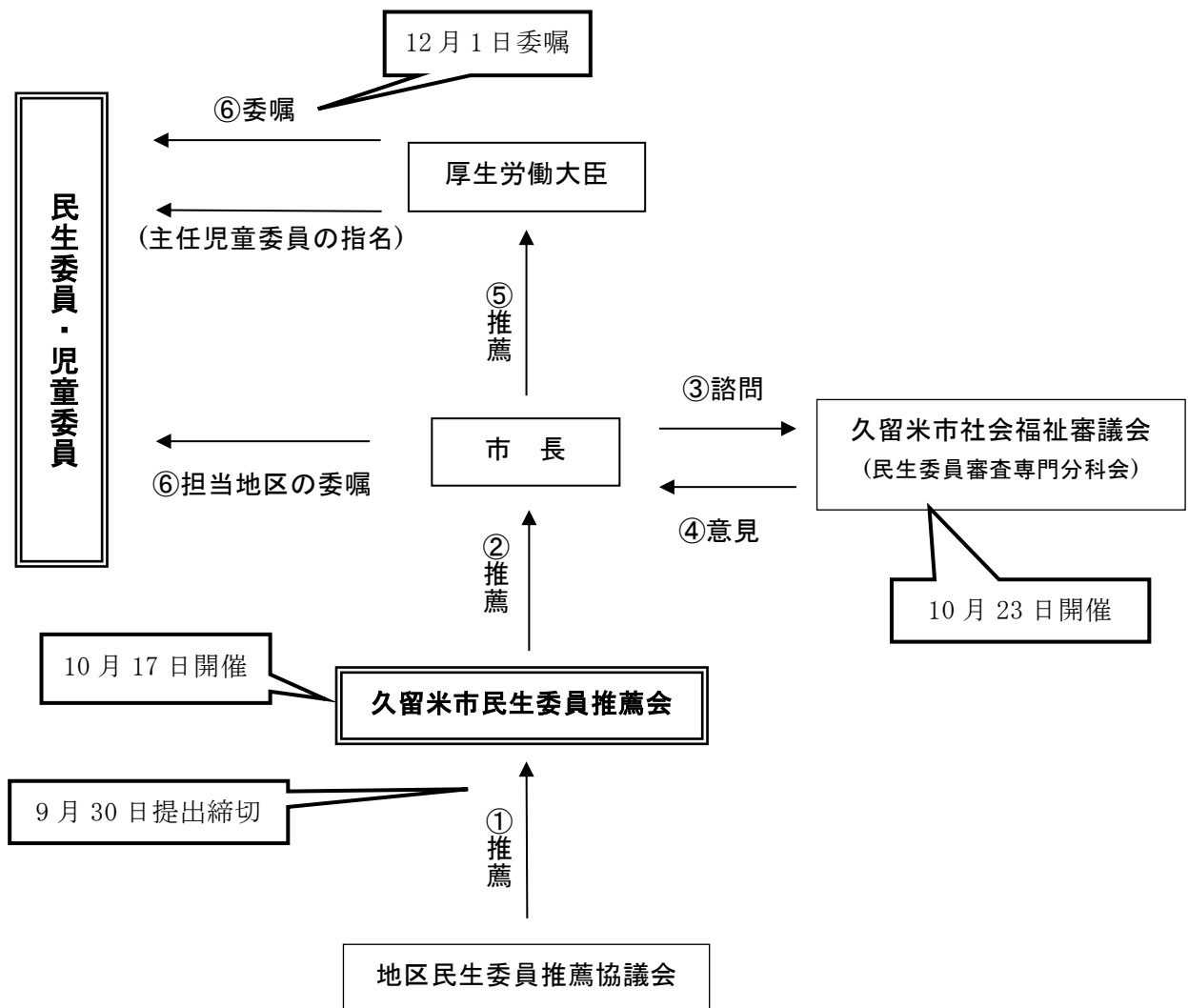
氏 名	ふりがな	所属団体名	役職等
深山 和義	ふかやま かずよし	久留米市校区まちづくり連絡協議会	副会長
綾部 章子	あやべ あきこ	久留米市民生委員児童委員協議会	会長
榎藤 智喜	ごんどう ともき	久留米市市議会	久留米市議会議員
松榮 磐	まつえ いわお	久留米市老人クラブ連合会	会長
米村 雅博	よねむら まさひろ	久留米市身体障害者福祉協会	会長
深川 剛	ふかがわ つよし	久留米市社会福祉協議会	事務局長
松岡 由起子	まつおか ゆきこ	福岡県司法書士会筑後支部	
矢野 彰	やの あきら	久留米市校区青少年育成協議会連絡会議	会長

民生委員・児童委員委嘱までの流れについて

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条で「3年」と定められており、令和4年12月1日に始まった現在の任期は令和7年11月30日に満了となります。

今回委嘱される方の任期は、令和6年12月1日の委嘱後、令和7年11月30日までとなります。

民生委員・児童委員の委嘱手続き



民生委員法

第一条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第二条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第三条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第六条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第七条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から二十日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第八条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

- 4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第九条 削除

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前条の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる。

- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 二 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- 三 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を経なければならない。

第十二条 前条第二項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して、あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から二週間以内に、地方社会福祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、その意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第十三条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関

する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第十六条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第十一条及び第十二条の規定に従い解嘱せられるものとする。

第十七条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第十八条 都道府県知事は、民生委員の指導訓練を実施しなければならない。

第十九条 削除

第二十条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて一区域としなければならない。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- 四 必要な資料及び情報を集めること。
- 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。

2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。

4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長一人を定めなければならない。

2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、会長の任期その他会長に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第二十七条 削除

第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第二十九条の二 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

民生委員法施行令

第一条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が左の各号の一に該当する場合においては、任期中であっても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第二条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第三条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第四条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第五条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。

第六条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第七条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。

第八条から第十条まで 削除

第十一条 民生委員協議会の会長の任期は、一年とする。

2 会長に事故があるときは、民生委員協議会を組織する民生委員があらかじめ互選により定める者が、その職務を代理する。

第十二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、民生委員法第二十九条の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十四条の二十七に定めるところによる。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)において、民生委員法第二十九条の規定により、中核市が処理する事務については、地方自治法施行令第七十四条の四十九の三に定めるところによる。

第十三条から第十六条まで 削除

第十七条 この政令は、公布の日から、これを施行し、民生委員法施行の日（昭和二十三年七月二十九日）から、これを適用する。

児童福祉法（抜粋）

（児童委員）

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

（児童委員の職務）

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

（市町村長と児童委員との関係）

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

（研修）

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

（命令への委任）

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

久留米市民生委員・児童委員 審査基準

- 1 民生委員・児童委員の推薦にあたっては、個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者を選任すること。
- 2 次の各号に掲げる要件を備えている者を選任すること。なお、審査にあたっては、一般的な地域住民を基準とする。
 - (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者。
 - (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
 - (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を得られる者
 - (4) 児童及び妊産婦の保護、保険その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者。
- 3 多くの役職を兼務し、民生委員・児童委員としての職務を遂行するうえで支障があると予測される者は、選任しないよう留意すること。
- 4 再任する場合には、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。
- 5 将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めること。なお、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。
- 6 民生委員・児童委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 7 貸金業を職業とする者については、生活福祉資金の貸付に係る相談業務等、民生委員の職務が金銭に関係する分野もあることから、選任にあたっては特に留意すること。
- 8 常勤の公務員、会社員等を選任するにあたっては、任命権者又は雇用主の承諾が得られ、民生委員・児童委員活動に支障のない者であること。なお、常勤とは、雇用の形態に関わらず、任命権者又は雇用主が定める所定労働時間を勤務する就業形態をいう。
- 9 国会議員及び県議会議員、市議会議員を民生委員・児童委員として選任することについては、民生委員法第16条の趣旨に照らした結果、適当でないこと。
- 10 推薦会には、必要に応じ地区民生委員推薦協議会の委員長等の出席を求め、選任事情の説明を求めることがあること。

久留米市主任児童委員審査基準

- 1 主任児童委員の推薦にあたっては、個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者を選任すること。
- 2 次の各号に掲げる要件のほか、児童福祉に関する理解と熱意を有し、専門的な知識と経験を持ち、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選任すること。
なお、審査にあたっては、一般的な地域住民を基準とする。
 - (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者。
 - (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
 - (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を得られる者
 - (4) 児童及び妊産婦の保護、保険その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者。
- 3 多くの役職を兼務し、主任児童委員としての職務を遂行するうえで支障があると予測される者は、選任しないよう留意すること。
- 4 再任する場合には、主任児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。
- 5 原則として65歳未満の者を選任するよう努めること。なお、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。
- 6 女性の積極的な登用に努め、民生委員児童委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- 7 常勤の公務員、会社員等を選任するにあたっては、任命権者又は雇用主の承諾が得られ、主任児童委員活動に支障のない者であること。なお、常勤とは、雇用の形態に関わらず、任命権者又は雇用主が定める所定労働時間を勤務する就業形態をいう。
- 8 国会議員及び県議会議員、市議会議員を主任児童委員として選任することについては、民生委員法第16条の趣旨に照らした結果、適当でないこと。
- 9 推薦会には、必要に応じ地区民生委員推薦協議会の委員長等の出席を求め、選任事情の説明を求めることがあること。

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

民生委員・児童委員の定数基準について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 25 年法律第 44 号)により、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)第 4 条に基づく定数基準が「従うべき基準」から「参酌基準」に改正され、今後、都道府県、指定都市、中核市(以下「都道府県等」という。)は条例でこの基準を定めることとされた。

ついては、民生委員法第 4 条の厚生労働大臣の定める基準を下記のとおり定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとされたので、この基準を参酌して、同 3 条の区域ごとに、都道府県等で条例を定められたい。

おって、「民生委員・児童委員の定数基準について」(平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号、社援発第 1145 号本職通知)は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、都道府県等の条例が制定施行されるまでの間は、なお従前の例による。

記

民生委員法第 4 条の規定に基づき条例で定める民生委員・児童委員(主任児童委員は除く。)の定数は次の 1 の基準を参酌して定めること。この際、都道府県知事は各市区町村長の意見を聞いて市区町村ごとに定めるものとする。なお、主任児童委員の定数については、2 を踏まえて適切に算出するものとする。

定数の設定に当たっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

(民生委員法第 4 条第 1 項の規定により都道府県等が条例を定めるに当たって参酌すべき基準)

1 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人
4 町 村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人

(注)1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第 254 条に規定する人口とする。

2 市区町村の廃置分合又は協会変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行

令第 176 条及び第 177 条に規定する人口とする。

(主任児童委員の活動内容を勘案して示す基準)

2 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第 20 条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

(注)「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。(地方分権改革推進計画(平成 21 年 12 月 15 日閣議決定))

○久留米市社会福祉審議会条例

平成19年12月20日

久留米市条例第39号

改正 平成25年9月26日条例第29号

平成26年6月30日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という）第7条第1項の規定に基づき設置する久留米市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の特例)

第2条 法第12条第1項の規定に基づき、審議会に、児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

(幼保連携型認定こども園に係る調査審議)

第3条 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する合議制の機関として同条に規定する事項を調査審議するものとする。

(平26条例25・追加)

(組織)

第4条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(平25条例29・追加、平26条例25・旧第3条繰下)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(平25条例29・旧第3条繰下、平26条例25・旧第4条繰下)

(委員長の職務代理)

第6条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平25条例29・旧第4条繰下、平26条例25・旧第5条繰下)

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平25条例29・旧第5条繰下、平26条例25・旧第6条繰下)

(専門分科会)

第8条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、専門分科会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

(平25条例29・旧第6条繰下、平26条例25・旧第7条繰下)

(民生委員審査専門分科会への準用)

第9条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第2項中「委員及び臨時委員」とあり、及び同条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(平25条例29・旧第7条繰下、平26条例25・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平25条例29・旧第8条繰下、平26条例25・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月26日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月30日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

久留米市社会福祉審議会運営要綱

（趣旨）

第1条 久留米市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び久留米市社会福祉審議会条例（平成19年久留米市条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（副委員長）

第2条 審議会に、条例第6条の規定により委員長の職務を代理する委員として、副委員長を置く。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の専門分科会を置く。

- ① 民生委員審査専門分科会
- ② 障害者福祉専門分科会
- ③ 老人福祉専門分科会
- ④ 児童福祉専門分科会

2 前項に掲げる専門分科会が調査審議する事項は、別表第1のとおりとする。

3 専門分科会に、条例第8条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、副分科会長を置く。

4 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

（専門分科会の会議の特例）

第4条 各専門分科会長は、緊急やむをえない必要がある場合は、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（専門分科会の決議の特例）

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第6条 障害者福祉専門分科会に、政令第3条第1項に規定する審査部会を置く。

2 審査部会が調査審議する事項は、別表第2のとおりとする。

3 審査部会に属する委員は、委員長が指名する。

- 4 審査部会に部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長は、審査部会に属する委員の互選によってこれを定め、副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長は、審査部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 審査部会の会議は、部会長が招集する。
- 8 審査部会の会議は、その属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（審査部会の会議の特例）

第7条 部会長は、緊急やむをえない必要がある場合は、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

（審査部会の決議の特例）

第8条 身体障害者の障害程度に関する審査部会の決議は、審議会の決議とする。

- 2 前項にかかる項目を除く審査部会の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において総括する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課等が処理するものとする。

- | | |
|------------------|-------------|
| ① 民生委員審査専門分科会 | 健康福祉部地域福祉課 |
| ② 障害者福祉専門分科会 | 健康福祉部障害者福祉課 |
| ③ 障害者福祉専門分科会審査部会 | 健康福祉部障害者福祉課 |
| ④ 老人福祉専門分科会 | 健康福祉部長寿支援課 |
| ⑤ 児童福祉専門分科会 | 子ども未来部総務 |

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月2日から施行する。

この要綱は、平成22年4月16日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年9月26日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

◇民生委員・児童委員、主任児童委員推薦状況

○ 新任・再任状況

	定数	R6.8月時点 総数	欠員	今回推薦分			辞任	R6.12月時点 総数	欠員
				新任	再任	計			
民生委員・児童委員	491	475	16	7	0	7	6	476	15
主任児童委員	89	88	1	0	0	0	0	88	1
計	580	563	17	7	0	7	6	564	16
(充足率)	97.1%			97.2%					—

【欠員内訳】

民生委員・児童委員：西国分地区(4名)南薫地区(1名)京町地区(1名)金丸地区(1名)東国分地区(3名)
南地区(1名)合川地区(1名)青峰地区(1名)津福地区(1名)城島地区(1名)

計 15名

主任児童委員：西国分地区(1名)

計 1名

合計 16名

○ 男女別状況

	定数	R6.8月時点		計	今回推薦		計	辞任		計	R6.12月時点		計
		男	女		男	女		男	女		男	女	
民生委員・児童委員	491	192	283	475	2	5	7	5	1	6	189	287	476
主任児童委員	89	9	79	88	0	0	0	0	0	0	9	79	88
計	580	201	362	563	2	5	7	5	1	6	198	366	564
(構成比)	—	35.7%	64.3%	100%	28.6%	71.4%	100%	83.3%	16.7%	100%	35.1%	64.9%	100%

◇民生委員・児童委員推薦状況（令和6年12月1日予定）

No.	地区名	民生委員					主任児童委員					合 計				
		定数	男	女	計	欠員	定数	男	女	計	欠員	定数	男	女	計	欠員
1	西国分	22	6	12	18	4	3	0	2	2	1	25	6	14	20	5
2	荘島	8	1	7	8	0	2	0	2	2	0	10	1	9	10	0
3	日吉	12	3	9	12	0	2	0	2	2	0	14	3	11	14	0
4	篠山	11	4	7	11	0	2	0	2	2	0	13	4	9	13	0
5	京町	12	3	8	11	1	2	0	2	2	0	14	3	10	13	1
6	南薫	19	7	11	18	1	2	0	2	2	0	21	7	13	20	1
7	鳥飼	15	4	11	15	0	2	0	2	2	0	17	4	13	17	0
8	長門石	11	5	6	11	0	2	0	2	2	0	13	5	8	13	0
9	小森野	6	3	3	6	0	2	0	2	2	0	8	3	5	8	0
10	金丸	21	7	13	20	1	2	1	1	2	0	23	8	14	22	1
11	東国分	26	5	18	23	3	2	0	2	2	0	28	5	20	25	3
12	御井	15	4	11	15	0	2	0	2	2	0	17	4	13	17	0
13	南	25	10	14	24	1	3	0	3	3	0	28	10	17	27	1
14	合川	19	8	10	18	1	3	0	3	3	0	22	8	13	21	1
15	山川	10	1	9	10	0	2	0	2	2	0	12	1	11	12	0
16	上津	21	10	11	21	0	3	0	3	3	0	24	10	14	24	0
17	高良内	13	6	7	13	0	2	0	2	2	0	15	6	9	15	0
18	宮ノ陣	13	3	10	13	0	2	0	2	2	0	15	3	12	15	0
19	山本	6	2	4	6	0	2	0	2	2	0	8	2	6	8	0
20	草野	4	2	2	4	0	2	0	2	2	0	6	2	4	6	0
21	安武	10	4	6	10	0	2	0	2	2	0	12	4	8	12	0
22	荒木	17	4	13	17	0	2	0	2	2	0	19	4	15	19	0
23	大善寺	12	5	7	12	0	2	1	1	2	0	14	6	8	14	0
24	善導寺	10	6	4	10	0	2	0	2	2	0	12	6	6	12	0
25	大橋	4	2	2	4	0	2	0	2	2	0	6	2	4	6	0
26	青峰	9	4	4	8	1	2	0	2	2	0	11	4	6	10	1
27	津福	18	9	8	17	1	2	0	2	2	0	20	9	10	19	1
28	船越	3	3	0	3	0	2	0	2	2	0	5	3	2	5	0
29	水分	3	2	1	3	0	2	1	1	2	0	5	3	2	5	0
30	水縄	4	3	1	4	0	2	1	1	2	0	6	4	2	6	0
31	田主丸	12	9	3	12	0	2	1	1	2	0	14	10	4	14	0
32	柴刈	4	3	1	4	0	2	1	1	2	0	6	4	2	6	0
33	川会	4	0	4	4	0	2	1	1	2	0	6	1	5	6	0
34	竹野	5	1	4	5	0	2	0	2	2	0	7	1	6	7	0
35	北野	13	6	7	13	0	2	0	2	2	0	15	6	9	15	0
36	弓削	6	2	4	6	0	2	0	2	2	0	8	2	6	8	0
37	大城	9	6	3	9	0	2	0	2	2	0	11	6	5	11	0
38	金島	5	3	2	5	0	2	0	2	2	0	7	3	4	7	0
39	城島	26	15	10	25	1	3	2	1	3	0	29	17	11	28	1
40	犬塚	12	4	8	12	0	2	0	2	2	0	14	4	10	14	0
41	三瀬	10	4	6	10	0	2	0	2	2	0	12	4	8	12	0
42	西牟田	6	2	4	6	0	2	0	2	2	0	8	2	6	8	0
合 計		491	191	285	476	15	89	9	79	88	1	580	200	364	564	16